

随意契約結果表(委託等契約)

所属名	消費生活安全課
契約締結年月日	平成25年12月18日
契約者名	株式会社 アドブレーション社
契約名	一般消費者の消費者被害防止に向けた啓発活動業務
契約金額 (税込み)	2,352,000円
随意契約理由	<p>本事業は、一般消費者を対象に、消費者被害の未然防止に向けた意識啓発を図ることを目的とするものである。啓発事業は、そのイベントやイベント後の啓発内容をより多くの県民に周知することが、まず第一に重要であり、そのためには、テレビ、新聞、ラジオの広告媒体を本事業に組み込むことが必要である。</p> <p>平成23年度に実施した「消費生活に係る県民意識調査」の結果においても、消費者問題に関する情報の入手手段として、テレビ、新聞、ラジオが上位を占めている。</p> <p>そこで、効果的に事業を展開するために、新聞やテレビ、ラジオの広告媒体を通じて、多くの県民に啓発事業の周知を以下の内容で行う。</p> <p>【事業内容】</p> <p>テレビ、ラジオを通じてイベントのスポットCMを行うとともに、当日の様様を新聞やテレビで取り上げる。また若者から高齢者まで幅広い年齢層の聴取者が得られるラジオを活用し、イベント当日に足を運ぶことが出来なかった人向けに、当日の様様を30分程度に編集した番組を後日、ラジオで放送を行う。</p> <p>以上から、事業を効果的に実施するにあたり、新聞、テレビ、ラジオの全ての広告媒体を兼ね備えた事業者は、県内において山日 YBS グループの広告代理店であるアドブレーション社以外に存在しない。</p> <p>よって、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号により随意契約とした。</p>
随意契約の適用条項	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号